

目 次

緒 言	(1)
第一章 電力需給概況	日本発送電會社給電課長 山崎久一 (1)
(1) 水力事情並に貯水池運用	(1)
(2) 貯炭事情	(2)
(3) 周波數低下	(2)
(4) 電力割當會議	(4)
(5) 電力制限狀況	(5)
(6) 自主的制限並に緊急制限と生産力	(12)
第二章 電力調整上採られた措置と其の結果	(12)
(1) 電力制限の周知宣傳方法	(12)
(2) 制限狀態の監視方法	(13)
(3) 電力制限に對する需用家の聲	(13)
(4) 新規考案の機器	(15)
(5) 超過使用の狀況	(17)
(6) 超過需用家の處分狀況	(18)
(7) 送電停止によらず自主制限で効果を擧げた實例	(19)
(8) 變壓器燒損並フェーズ取換狀況	(21)
(9) 電力制限強化に伴う日負荷曲線の變化	(22)
(10) 四國の特殊性	(23)
(11) 獨自の方法に依り効果を擧げた事項	(23)
第三章 電力制限に関する法規、通牒並に内規	(29)
電氣需給調整規則——閣令・商工省令第2號(昭21.11.6)	(29)
(電氣需給調整規則第2條の規定による制限の限度)	
——内閣・商工省告示第1號(昭21.11.6)	(31)
昭和21年度下期電氣使用制限實施方針——關東信越地方商工局(昭和21年度)	(33)
昭和21年度下期に於ける電氣の使用制限に關する件——二一關信商第3591號(昭21.11.6)	(39)
昭和21年度に於ける電氣の使用制限に關する件——二一關信商第4076號(昭21.11.30)	(39)
電氣需給調整規則の制定に伴う受電々力認可制の運用に關する件	
——二一關信商第4131號(昭21.12.4)	(39)
電氣需給調整規則、告示並に其の他の取扱に關する質疑應答——關東配電株式會社業務部	(40)
基準電力量算出方法——關東信越地方商工局(昭和21年度)	(43)
使用限度變更基準——關東信越地方商工局(昭和21年度)	(44)
第二種需用及び第三種需用の使用限度變更に關する件	
——二二關信商第98號(昭22.12.24)	(47)
定額制による第二種需用又は第三種需用の電氣使用者に對する使用限度の緩和に關する件——二一關信商第4129號(昭21.11)	(48)
定額制による第二種需用又は第三種需用の電氣使用者に對する使用限度緩和基準——關東信越地方商工局	(48)
定額制から從量制に變更になつた電氣使用者に對する使用限度に關する件	
——二一關信商第4286號(昭21.12.6)	(48)
電氣緊急制限實施に關する件——二二關信商電第989號(昭22.1.30)	(48)
緊急電氣使用制限に關する件——二二關信商電第1159號(昭22.1.25)	(49)
電力緊急制限緩和に關する件——二二關信商電第1834號(昭22.3.1)	(49)
指定休電日の緩和取扱基準——關東信越地方商工局(昭和21年度)	(49)
必要最少限の電力を確保する需用——關東信越地方商工局(昭和21年度)	(50)
電氣需給調整規則第2第3又は第4條の規定に基く電氣使用制限の違反措置に關する件追加通牒——二二關信商電第873號(昭22.1.30)	(50)
電氣需給調整規則第2條第3條又は第4條の規定に基く電氣使用制限の違反措置に關する件——二一關信商第4633號(昭21.12.15)	(51)